

答 申

1 審査会の結論

諮問第 8 3 号案件「戸籍の証明書・身分証明書等の申請書」について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件の審査請求は、平成 2 8 年 6 月 2 6 日付けで世田谷区長に対し、審査請求書が郵送により提出され、平成 2 8 年 6 月 2 8 日に受理された。

趣旨は、世田谷区個人情報保護条例（平成 4 年世田谷区条例第 2 号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私に関する戸籍・証明申請書」の個人情報等開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が平成 2 8 年 6 月 1 6 日付けで行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおり要約される。

ア 戸籍は非常にプライバシー性の高い情報であるため、戸籍を請求するのに厳格な基準が設けられていると理解している。しかしながら、審査請求人のプライバシーと、戸籍を請求した人間のプライバシーの衡量をした際、戸籍の請求をした人間のプライバシーの方が重視されるというのは明らかに不平等である。

イ 非開示の理由に条例を挙げているが、条例は区民を対象としたものであり、区民ではない審査請求人に適用するのは誤りである。また、条例が区民以外の者にも適用されるとしても、条例は個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 2 5 条の上乗せ規制であり、上乗せ分は違法である。

ウ 不正な戸籍の証明書の取得を確認するべく開示請求しているところ、請求者氏名が開示されないのであれば、その取得行為によって私の権利利益が違法に侵害されていないか確認のしようがない。

エ 同様の請求に対し、他自治体では開示している情報であるので、行政として出さないという合理的な理由がそもそも無い。

3 審査請求に対する実施機関の説明

処分庁である実施機関（以下単に「実施機関」という。）は、非開示とし

た本件審査請求に係る部分につき、条例第21条第3号（開示請求者以外の個人情報）に該当するとして本件処分をした。実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している内容は、次のとおりに要約される。

ア 条例第21条第3号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、開示請求者以外の特定の個人が識別できるような情報が記録されている保有個人情報は、非開示とすることを定めたものである。例外的に開示できる情報として同号ただし書きで、イ）法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、ロ）人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ハ）当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分、としている。審査請求に係る当該非開示情報は、同号ただし書きイ、ロ及びハのいずれにも該当しない開示請求者以外の個人情報であるので、条例第21条第3号の規定により非開示としたものである。

イ 審査請求人は、条例の適用について、「区民を対象とした条例であり、区民ではない審査請求人に適用するのは誤りである。」と主張するが、条例第2条第4号は区民について「区内に住所を有する個人及び区内に住所を有しない個人であって実施機関にその個人情報又は特定個人事業者情報（以下「個人情報等」という。）が管理されているものをいう。」と定義しており、審査請求人も条例の適用を受けることとなる。また、法第25条は、個人情報取扱事業者に関する規定であり、地方公共団体は法第2条第3項第2号で個人情報取扱事業者から除くことが規定されており、世田谷区には適用されない。

ウ 本件処分に係る戸籍の証明書の交付請求については、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条及び第10条の2の規定に基づき適法であるか否かを審査するとともに、同法第10条の3第1項の規定に基づき交付請求者の本人確認を行った上で交付、不交付の決定を行っており、手続は適法である。

4 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

（1）本件請求対象情報について

本件請求対象情報は、「戸籍の証明書・身分証明書等の申請書」と認められる。

（2）条例第21条第3号の該当性について

保有個人情報の開示請求権は、自己情報のコントロールに関する権利を背景とするものであり、その重要性は理解できる。しかし、一方では、戸籍法第10条及び第10条の2では、これらの規定に挙げられている者が、一定の要件のもとで戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）の交付を請求することができることを規定しており、その者のプライバシーの保護の必要性も考えなければならない。

本件請求の対象文書である「戸籍の証明書・身分証明書等の申請書」に関して、当該交付請求は、戸籍法第10条の3第1項の規定に基づき、適正に請求されたものと認められる。

そして、条例第21条第3号では、自己を本人とする保有個人情報の開示請求があっても、開示請求者以外の個人情報を保護する必要があることを定めており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報は、原則として非開示情報となることを規定している。

本件審査請求に係る保有個人情報である「 証明書をもらう方(申請者)はどなたですか欄の記載の部分」は、当該「戸籍謄本等の交付申請者」の個人を識別することができる情報であって、審査請求人以外の個人情報であるから、条例第21条第3号本文に該当すると認められる。

さらに、本件審査請求に係る保有個人情報は、条例第21条第3号ただし書きイ、ロ及びハのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、本件審査請求に係る保有個人情報を非開示とする判断は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
平成28年8月25日	世田谷区長から諮問を受けた。 (諮問第83号)
平成28年9月1日	(平成28年度第5回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。
平成28年10月20日	(平成28年度第6回審査会) ・審査請求人から意見の陳述を受けた。 ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
平成28年11月14日	(平成28年度第7回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
平成28年12月8日	(平成28年度第8回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
平成28年12月20日	世田谷区長に答申した。